

下関市建設工事総合評価競争入札事務処理要領の一部を改正する要領

下関市建設工事総合評価競争入札事務処理要領（平成29年4月1日制定）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
第3 総合評価方式における評価方法 3 評価基準及び評価点 (2) 企業の地域貢献度 ① 地域精通度（特別簡易型に適用）、②地域貢献度（特別簡易型、簡易型に適用） 表-7 表-7				第3 総合評価方式における評価方法 3 評価基準及び評価点 (2) 企業の地域貢献度 ① 地域精通度（特別簡易型に適用）、②地域貢献度（特別簡易型、簡易型に適用） 表-7 表-7			
評価の細目	評価基準	評価点	備考	評価の細目	評価基準	評価点	備考
略	略	略	略	略	略	略	略
その他の取組	略	略	略	その他の取組	略	略	略
略	略			略	略		
E 地域貢献活動の実績	過去2年間に、「しものせき美化美化大作戦」若しくは「しものせき美化美化キャンペーン」又は清掃、植栽等下関市内の公共施設での企業としてのボランティア活動の実績がある	標準型は評価対象外		E 地域貢献活動の実績	過去1年間に、「しものせき美化美化大作戦」若しくは「しものせき美化美化キャンペーン」又は清掃、植栽等下関市内の公共施設での企業としてのボランティア活動の実績がある	標準型は評価対象外	
略		略	略	略		略	略
4 評価項目の設定及び評価の際の留意事項等 (1) 企業の技術力 ④ 配置技術者の能力及び担い手確保の取組 表-11 表-11				4 評価項目の設定及び評価の際の留意事項等 (1) 企業の技術力 ④ 配置技術者の能力及び担い手確保の取組 表-11 表-11			
項目	留意事項	様式番号		項目	留意事項	様式番号	
略	略	略		略	略	略	
	①前々年度の2月1日から公告日までの間の任意の日から1年前の間の配置技術者に係る	7			①当該年度の4月1日から公告日までの間の任意の日以前の各認証団体が設定する期間における	7	

改正前			改正後		
継続学習（CPD）の取組状況	<p>継続学習（CPD）に対する取組状況を対象とする。</p> <p>②提出された証明書により、各認証団体推奨単位以上（例、全国土木施工管理技士会連合会の場合<u>1年間20ユニット以上</u>）取得していることが確認できる場合に評価する。</p> <p>③共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。</p>		<p><u>配置技術者の継続学習（CPD）</u>に対する取組状況を対象とする。</p> <p>②提出された証明書により、各認証団体推奨単位以上（例、全国土木施工管理技士会連合会の場合<u>1年間に20ユニット、2年間に40ユニット、3年間に60ユニット、4年間に80ユニット、5年間に100ユニットのいずれでも可</u>）取得していることが確認できる場合に評価する。</p> <p>③共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。</p>		
略	略	略	略	略	略

②地域貢献度 表-13

表-13

項目	留意事項	様式番号
略	略	略
その他の取組	略	
略	略	略
E 地域貢献活動の実績	<p>①過去2年間（2年前の日の属する年度の4月1日から公告の日の間）において、「しものせき美化美化大作戦」若しくは「しものせき美化美化キャンペーン」又は清掃、植栽等下関市内の公共施設での企業としてのボランティア活動のいずれかについて評価する。なお、個人としての活動は評価しない。</p> <p>②上記活動実績に関する必要事項を記載すると</p>	10-1 10-2

②地域貢献度 表-13

表-13

項目	留意事項	様式番号
略	略	略
その他の取組	略	
略	略	略
E 地域貢献活動の実績	<p>①過去1年間（1年前の日の属する年度の4月1日から公告の日の間）において、「しものせき美化美化大作戦」若しくは「しものせき美化美化キャンペーン」又は清掃、植栽等下関市内の公共施設での企業としてのボランティア活動のいずれかについて評価する。なお、個人としての活動は評価しない。</p> <p>②上記活動実績に関する必要事項を記載すると</p>	10-1 10-2

改正前				改正後			
		<p>ともに、記載した活動実績が確認できる資料として、公的機関、ボランティア活動の主催者、地元自治会等からの感謝状や活動の内容を証明する書類等、第三者が当該活動内容、実施日、対象施設を証明する資料を添付すること。ただし、しものせき美化美化大作戦、しものせき美化美化キャンペーンの場合には、提出様式（様式第10-1号）の「活動の種類」の欄に活動名称を記載することにより、実績の分かる書類等の添付は省略できるものとする。</p> <p>③共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。</p>				<p>ともに、記載した活動実績が確認できる資料として、公的機関、ボランティア活動の主催者、地元自治会等からの感謝状や活動の内容を証明する書類等、第三者が当該活動内容、実施日、対象施設を証明する資料を添付すること。ただし、しものせき美化美化大作戦、しものせき美化美化キャンペーンの場合には、提出様式（様式第10-1号）の「活動の種類」の欄に活動名称を記載することにより、実績の分かる書類等の添付は省略できるものとする。</p> <p>③共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。</p>	

様式第2号（特別簡易型）及び様式第2号（簡易型）中「過去2年間（2年前の日の属する年度の4月1日から公告の日の間）」を「過去1年間（1年前の日の属する年度の4月1日から公告の日の間）」に改める。

様式第6号中「記入した工事名」の前に、「配置技術者の工事経験について、下関市発注以外のものは」を加える。

様式第7号中「前々年度の2月1日から公告日までの間の任意の日から1年前の間の配置技術者に係る継続学習（CPD）に対する取組状況（各認証団体推奨単位以上とする。例、全国土木施工管理技士会連合会の場合1年間20ユニット以上）」を「当該年度の4月1日から公告日までの間の任意の日以前の各認証団体が設定する期間における配置技術者の継続学習（CPD）に対する取組状況（各認証団体推奨単位以上とする。例、全国土木施工管理技士会連合会の場合1年間に20ユニット、2年間に40ユニット、3年間に60ユニット、4年間に80ユニット、5年間に100ユニットのいずれでも可）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領による改正後の下関市建設工事総合評価競争入札事務処理要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後の公告又は通知する競争入札について適用し、施行日より前に公告又は通知した競争入札については、なお従前の例による。